

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	令和3年5月6日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費 (年会費)			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	全て政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 奈良県内の問題を提議し、問題点に取り組む</p> <p>◆本会の活動頻度 年に数回の会合</p> <p>◆参加者の状況 地方議員</p> <p>奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000		8
	合計	30,000 円		
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- |        |    |        |     |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名  |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 |        |     |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- |          |     |            |       |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員  | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	令和3年12月23日(木)他				
表題と発行部数	広報誌「岩田国夫県政詳報 2022年新年号」9,050部				
対象者	天理市内				
配布方法	個別郵送 8,789部 手渡し配布 261部				
発行目的	1年間の議員活動報告及び議会報告を行い、意見や要望を求める				
按分率の説明	県政詳報作成費及び発送代は共に按分率50% (一部議員活動以外の記載がある為)				
内容	令和3年の議会報告 令和3年の議員活動報告 意見や要望の呼び掛け、他				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	郵送代	日本郵便 ㈱	852,533円	@97×8,789部	63
	封筒代	山辺印刷 所	158,400円	@17.6×9,000部	68
	製作印刷代	㈱大和政 経通信社	664,587円	9,050枚	70
	※合計 837,759円 (50%充当)				
備考	添付資料：広報誌 (岩田国夫県政詳報)				

注 発行した広報紙を添付してください。

# 岩田国夫

Iwata Kunio

## 県政詳報

Prefectural administration detailed information

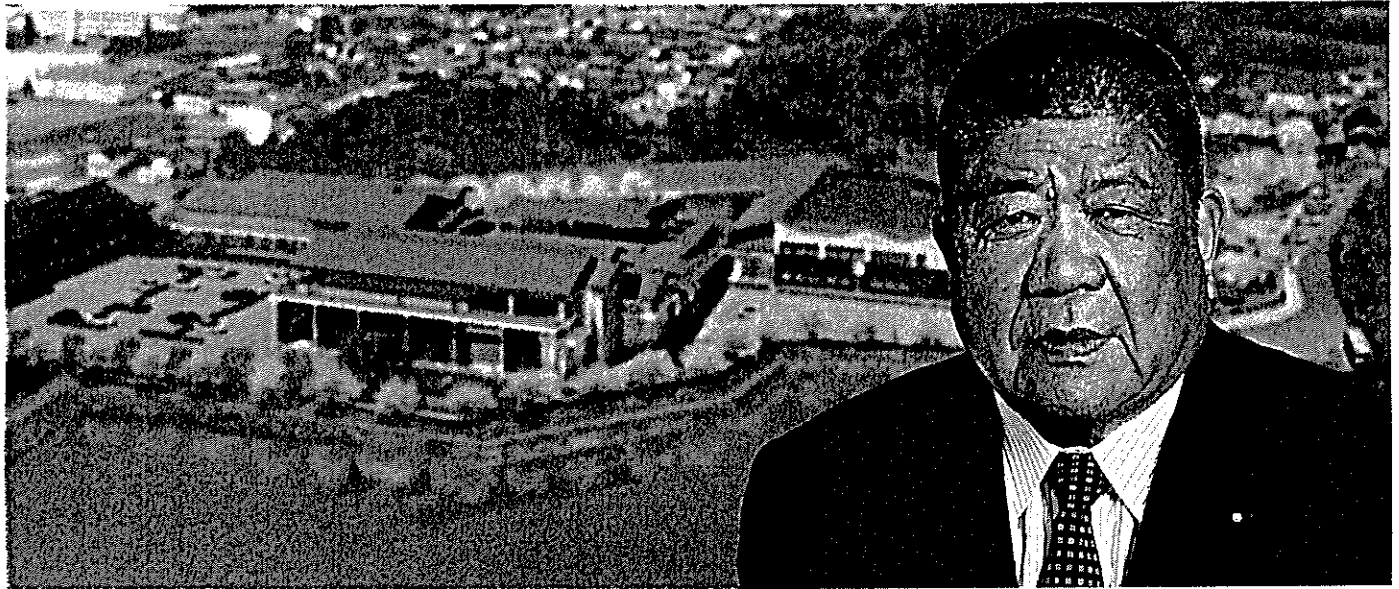
みなさまと共に安全で安心できるまちづくり

【21世紀】

2022年 新年号

【発行所】岩田国夫事務所

〒632-0033 奈良県天理市勾田町253-6  
TEL.0743-63-6220 FAX.0743-63-6628



### 年頭所感

奈良県議会議員 岩田国夫

新年明けましておめでとう  
ございます。天理市民の皆さま  
におかれましては、健やか  
に令和4年の輝かしい新春を  
お迎えのことと、心よりお慶  
び申し上げます。旧年中は皆  
さまに格別のご支援、ご指導  
を賜り、この場をお借りして  
深く御礼申し上げます。

引き続き新型コロナウイルス  
の脅威にさいなまれた昨年  
は、まさに「我慢の1年」と  
なりました。延期された東京  
五輪が開催にこぎつけたもの  
の、同時期に感染はさらに拡  
大しました。県内では昨年11  
月末までに計約1万5000  
人が感染し、149人の方が  
お亡くなりになりました。こ  
こに謹んでお悔みと、心から  
のご冥福をお祈り申し上げま  
す。

の誇る文化に触れることがで  
きる施設です。日本で初めて  
となる文化財4分野の修復作  
業現場の公開や、国内外から  
招いたアーティストとの交流  
など、魅力ある施設にまた、  
地元のにぎわいをもたらす施  
設として、県議会からサポー  
トしていく所存です。

末尾に私事になりますが、  
奈良新聞社による事実無根の  
記事に対する名誉棄損損害賠  
償請求の裁判は、一番でわた  
しが勝訴し、二審も相手方の  
主張を退け棄却。その後、昨  
年には最高裁が上告を退け、  
わたしが勝訴し、奈良新聞社  
が敗訴した判決が確定しまし  
た。長年、皆さまに大変、ご  
心配賜りましたこと、感謝申  
し上げます。

この令和4年が、新型コロ  
ナウイルスの終息を願い、ま  
たこれらの脅威から脱却する  
節目になることを願い、皆さ  
まのご健勝とご多幸を祈念申  
し上げ、年頭のご挨拶とさせ  
ていただきます。

# 県議会11月定例会 一般質問



## 市内初の県立施設「なら歴史芸術文化村」 にぎわい創出への取り組み

効果的な運営と交通アクセス確保へ

わたしは、県議会11月定例会の一般質問に登壇し、今年3月21日に開村する天理市内初となる県立施設「なら歴史芸術文化村」の効果的な運営やアクセス環境などの課題、にぎわいを創出するための今後の取り組みについて荒井正吾知事の考えを聞きました。

荒井知事は、なら歴史芸術文化村の開村に向けて現在準備を進めているところとし、基本理念を▼来村者との交流を重視し、一人ひとりの感性や知識、関心に寄り添い自発的な学びを支援すること▼山の辺の道をはじめ、関連する地域を一体として捉えた広がりある地域振興策を展開すること▼取り組みの質の向上につながる多様な人脈を構築す

ること。これらの3点を拳げられました。この理念に基づき、文化財の修復公開や展示、学芸員の解説や社寺・修復関係者による「語り」といった対話や交流を重視し、「なぜ?」「どう?」という気持ちが生み、「知る」ことを楽しめる取り組みを展開していくと答弁されました。

また、施設は道の駅に登録

創出していく方針です。

施設運営については、文化財修復団体や指定管理者などの全入居団体とホテル事業者で構成する運営協議会を中心に進めることとしています。すでに11月、第1回の会議を開催しており、今後も定期的に協議を重ね連携を深めていく予定です。

重要な交通アクセスについては、開村以降、天理駅から新たにシャトルバスを運行予定で、奈良公園との接続など、集客力向上のための交通アクセスの確保についても検討していることを明らかにされました。

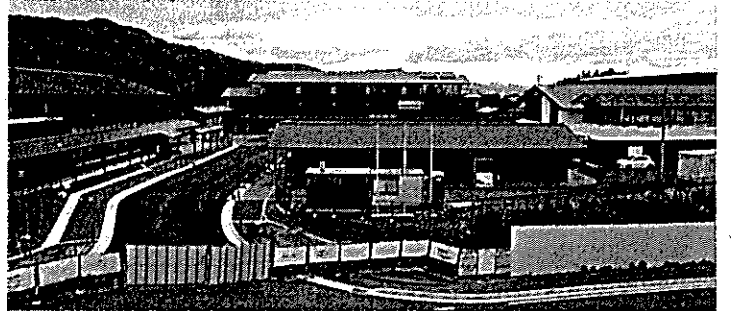
されており、大和平野を一望できるレストランで食事を楽しんだり、奈良の食材や工芸品をお買い求めいただくこともできます。奈良の魅力を満たすことができるにぎわいを創出していく方針です。

## 新型コロナ第6波 民間病院の協力と医療体制強化を

なら歴史芸術文化村についての一般質問のほか、わたしは、新型コロナウィルスの第6波に備えた県の医療体制の強化への考え、ポストコロナを見据えた県の観光振興、経済活性化への取り組み、幼保一元化の推進について質問しました。

わたしは、新型コロナの第6波を見据え、民間病院に

荒井知事は、奈良県では「重症者や死亡者を減らす」ことを、新型コロナウィルスが、荒井知事の所見をきくが、感染症対策の最大の目標と考



え、感染者全員の入院と宿泊療養を基本に、医療提供体制の確保にこれまで全力で取り組んできた、と説明。

入院病床については、27の病院のご協力により、現在481床を確保している状況で、無症状や軽症の方にご利用いただく宿泊療養施設についても、ホテル事業者と地元のご協力により、現在9施設で1136室の確保・運用ができています。入院病床と宿泊療養室を合わせると、第5波のピーク時の総療養者数を上回る水準を維持している状況

民間病院には、公立・公的病院と同様に、新型コロナウイルスに感染された方の重症化を防ぐ効果があるとされている「抗体カクテル」の活用についても、投与の対象患者を受け入れていただくなど、新型コロナウイルスの治療に、ご協力をいただいているところ。今後、感染者全員の入院・宿泊療養を基本に、民間病院にも様々な場面でご協力をいただきつつ、第6波に備え、全員参加で医療提供体制を強化していきたいと考えていると答弁されました。

ポストコロナ

# 観光、経済対策に力

奈良県は令和5（2023）年に日本で開催される、G7主要国首脳会合の開催関係者会合の開催誘致を検討しています。わたしはこの誘致の実現を強く要望するとともに、県への観光客誘致をさらにアピールしていく必要性を説き、コロナ後の県内の観光振興、経済対策の取り組みについて、県の考えを質問しました。

これらについて荒井知事は、観光は、本県経済において大きな役割を担っており、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた県内観光産業の回復は喫緊の課題であると考えていると前置き。

奈良らしいコンベンション開催を国内外に提案し、今年6月には「ガストロノミーツーリズム世界フォーラム」が

開催されますが、それに続いて、G7主要国関係者会合などの大規模な国際会議や、グレードの高い会議の誘致に取り組んでいきたい考えを話されました。

県の課題としては「滞在型観光への脱皮」が重要かつ、最大の目標であるとし、観光総合戦略に掲げる「令和7年度までに宿泊客数1万2000室」の目標を達成するため、今後も観光振興実施主体と県との連携を強め、コロナ後の県内観光振興を着実に進めていくと答弁されました。

# 今年度策定

奈良つ子はぐくみ基本方針

今後、ますます少子化が進んでいく中で、保育・就学前教育の在り方は、幼保一元化の方向に変わっていくべきと

考えるが、県はどのように取り組んでいくのかを質問しました。また、介護保険制度が将来にわたって安定的な運営ができる取り組みについても問いました。

幼保一元化について荒井知事は、磯城郡3町と共に、大和平野中央スーパーシティ構想の検討を進めており、この

中で、就学前教育の充実については、従来の幼保の統制り制度を統合し、就学前の子ども共通のはぐくみを実行したいと答弁。

また県の就学前教育実践のガイドラインとして「(仮)

# 持続可能な制度運営へ

介護保険制度

介護保険制度について県は

▼多くの高齢者の方に健康づくりに取り組んでいただくこと▼地域の実情に応じた多様な主体による高齢者への生活

支援サービスの提供体制を構築すること▼高齢者が必要な介護サービスを受けられるよう介護給付の適正化に取り組んでいると説明。

今後引き続き市町村と連携をして、介護保険制度が安定的に運営されるよう、これらの取り組みを展開していく方針です。

第49回衆院解散総選挙は、

自民党総裁選に挑戦した県2区選出の高市早苗氏が他候補を大差で退け、9選を果たしました。党要職の政務調査会長を務める高市氏は、選挙中全国の遊説などでほとんど選挙区に入る事が叶わぬ中、天理市をはじめ2区多くの皆さまにお支えをいただきました。

## 衆院解散総選挙で高市氏9選

# 選挙中、陣頭指揮の一翼担う

自民党奈良県連 衆院2区幹事長として

わたしたちは自民党奈良県連の衆院2区幹事長として、選対事務所入りさせていただき、選挙中の陣頭指揮の一翼を担わせていただきました。投票日の10月31日は、投票が締め

切られた午後8時に高市氏が早々に当選を決めました。わたしは「本人が不在の中で皆さま一人ひとりが頑張っていたこと、このような結果が得られたと思います。今日が一つのスタートになります。奈良県から初めて、また日本から初めての女性総理を出すべく、改めて結束をお願いします」とあいさつさせていただきました。等身大の高市氏のパネルを囲んで万歳三唱し、その後、用意された大型のプロジェクターに高市氏のビデオメッセージが映し出されました。



# 虚偽報道 名誉棄損の裁判 勝訴



## 記者会見で経緯説明

### 「家族や孫にも精神的に大変な思い」

奈良新聞社（奈良市法華寺町）が発行する奈良新聞において計7回にわたり「黒い交際」などとして暴力団の元組長とわたしが交際しているとの虚偽の報道をしたことについて、わたしは同社を相手取り名誉棄損の裁判を起し、このたび勝訴しました。これを受けて経緯の説明など記者会見を開きました。また同社に対しては謝罪と訂正、再発

防止を強く求めました。

記者会見でわたしは「事実無根の記事は自分だけではなく、家族や孫に精神的に大変な思いをさせた。本心に苦し

かった。妻はまたこのことで通院している状況。奈良新聞には、この姿勢を改めてもらいたい。歯がゆい思いをしたがようやく終結したことに安堵している」と語りせてもら

いました。

## 木質バイオマス発電の推進を提案

# 県の電力自給率の向上へ

### 県議会2月定例会 一般質問

県議会2月定例会の一般質問でわたしは、県の電力自給率を向上させるために、県内に豊富に存在する木材を利用した木質バイオマス発電の推進を提案し、県の考えをたずねました。

県は地形が急峻であることなどから、林道を含む路網密度は全国平均を下回り、全国順位では41位と大変低い状況にあります。このため木材を容易に搬出できない所が多いのが

現状であると指摘。脱炭素社会の構築に向け、木材を利用した木質バイオマス発電を推進するために森林内の道路網整備が必要ではないかと問いました。

県内における基幹的な林道は、約870キロメートル整備されており、現在、県営林道として、五條市及び天川村において延伸整備を進めるほか、市町村による林道整備への補助を行っている」と答弁されました。また作業

道については、年間約60キロメートルほどの計画で整備を進めているところと説明がありました。

今後県は、市町村や森林組合、林業事業体との連携の強化を図りながら、災害に強く、持続的に森林資源を供給できる健全な森林づくりを目指し、その重要な基盤となる林道及び作業道の計画的かつ効率的な整備に取り組んでいく方針です。

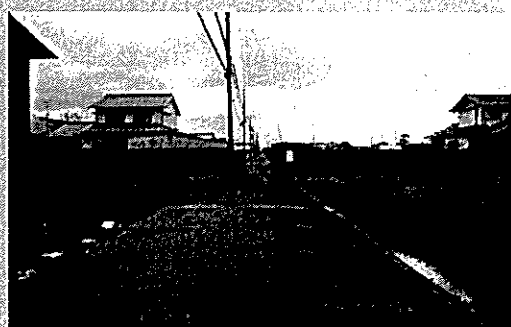
# 天理市内安心の町づくり

### 福住町井之市

### 国道25号

### 杉本町喜殿町

### 前裁幼稚園前から喜殿交差点までの天理環状線（通称：たはな街道）



地元のご協力を得て令和元年度から道路改良工事に取り組んできた井之市から一本松までの区間が完成し、昨年12月21日午後2時から共用が開始されました。

時間帯によっては自動車の交通量、歩行者量が多い交差点の安全性を高めるため、道路の拡幅工事を行う予定です。新年度より用地買収に入り、工事着手される予定です。



## 後援会のご案内

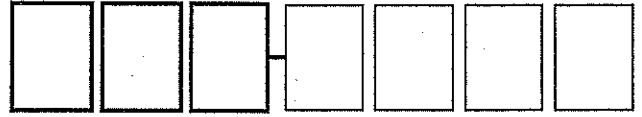
後援会のご入会と、皆さま方からのご意見ご要望をお待ちいたしております。

TEL 〇七四三(六三)六二二〇  
FAX 〇七四三(六三)六六一八  
http://www.kuni-chan.jp/



料金別納  
郵便

ゆうメール



年 賀

# 岩田国夫

いわたくにお

## 事務所

〒632-0033

天理市勾田町253-6

TEL(0743) **63-6220**

FAX(0743) **63-6628**



令和3年度事務所状況報告書

会派・議員名 岩田 国夫

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 天理市勾田町253-6 電話 0743-63-6220 延べ床面積 67.54㎡
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先所有者 <input type="checkbox"/> 第三者 <input checked="" type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 67.54㎡ (a) うち政務活動使用面積 33.77㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 33.77 / 67.54 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 後援会・政党事務所との面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方: )
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

# 建物賃貸借契約書

(一般事業用)

契約締結日 平成23年 6月30日

契約始期 令和 3年 8月 1日

契約終期 令和 5年 7月31日

貸主 株式会社 真 規 様

借主 岩田国夫事務所 様

# 建物賃貸借契約書

## (1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名称	ハイツ真規		部屋番号または家屋番号	一階				
	所在地	住居表示	天理市勾田町 2-6						
		登記表示	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅表示に同じ <input type="checkbox"/> 住宅表示と異なる ( )						
	種類	貸家・ <u>マンション</u> / 店舗・事務所・工場・倉庫・(住居付 )							
	構造	木造・軽量鉄骨 <u>鉄骨</u> ・鉄筋コンクリート ( ) 造 / スレート葺 / 平屋建							
	床面積	67.54㎡の内、約 (登記簿面積	㎡	㎡	バルコニー専用庭	㎡	㎡	新築時期	平成 4 年 / 月
賃貸借部分	引渡状況	<input type="checkbox"/> 内装済 <input checked="" type="checkbox"/> 現況渡し							
	設備等	トイレ	専用 (水洗・非水洗)・共用 (水洗・非水洗)						
		浴室	無 <u>有</u>	電気	無 <u>有</u>	(メ-ター: 専・子・割当・ )			(割当 円/月)
		シャワー	無 <u>有</u>	ガス	無 <u>有</u>	(都市ガス・プロパンガス)			(割当 円/月)
		給湯設備	無 <u>有</u>			(メ-ター: 専・子・割当・ )			(割当 円/月)
		ガスコンロ	無 <u>有</u>	上水道	水道本管より直結・受水槽・井戸水				
冷暖房設備		無 <u>有</u>	(メ-ター: 専・子・割当・ )					(割当 円/月)	
天井	無 <u>有</u>	下水道	無 <u>有</u> (公共下水道・浄化槽) 接続未了					(メ-ター: 専・子・割当・ )	
内壁	無 <u>有</u>		(メ-ター: 専・子・割当・ )					(割当 円/月)	
床	無 <u>有</u>	※割当の場合、合計額を後記(3)③に記載。							
附属施設	駐車場	<u>含む</u> ・含まない ( )				円/月)			
	自転車置場	<u>含む</u> ・含まない ( )				円/月)			
	物置	含む・含まない ( )				円/月)			
	専用庭	<u>含む</u> ・含まない ( )				円/月)			
※含まない場合、使用する使用料合計額を後記(3)④に記載。									

## (2) 契約期間

更新契約

始期	令和 5 年 8 月 / 日から	2 年 月間
終期	令和 5 年 7 月 / 日まで	

(3) 賃料等

賃料・共益費、管理費及び敷金等		支払期限	支払方法		
賃料 (消費税込)	① 100,000円	当月分・翌月分を 毎月 末日まで	振込 又は 持参	金融機関名： 口座名： 口座番号： 名義人：	
<input type="checkbox"/> 共益費 <input type="checkbox"/> 管理費 (消費税別)	② 円				
附属施設等使用料 (消費税別)	設備合計③ 円		持参先：		
	施設合計④ 円				
①+②+③+④ (消費税込)	100,000円	更新料 (消費税別)	賃料(新・旧)のヶ月分 または 円		
敷金	<del>円</del>	礼金	<del>円</del>	保証金	<del>円</del>
その他	損害保険料(借家人賠償責任担保特約保険)( 年 円)、 ゴミ廃棄代(有・無) /		保証金返還率	年未満 % 年未満 % 年未満 % 年未満 % 年以上 %	
備考	礼金 円は、前契約締結時に貸主が受領済の金員を 充当する。				

注 返還される敷金・保証金には消費税は課税されませんが、返還されない敷金・礼金・保証金には、別途消費税が課税されます。

(4) 貸主及び管理人

貸主 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話
管理人 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の所有者	住所 〒 氏名 電話 貸主との関係
--------	----------------------------

(5) 借主、使用目的及び業種等

借主の住所 及び氏名	住所 〒 氏名 電話
使用目的	業種
緊急時の 連絡先	住所 〒 氏名 電話 借主との関係

# 建物賃貸借契約約款（一般事業用）

## （契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は頭書（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## （契約期間）

第2条 契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとする。

2 甲及び乙は契約期間が満了する 2 ヶ月前までに協議の上、本契約を更新することができる。

## （使用目的）

第3条 乙は頭書（5）に記載する目的以外に本物件を使用してはならない。

2 乙は如何なる場合を問わず、本物件を住居としてはならない。

## （賃料）

第4条 乙は頭書（3）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、賃料等の振込みの場合の手数料は乙の負担とする。

2 賃貸借の開始の月が1ヶ月に満たない場合、その月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。また、退去の場合には日割計算せず、乙はその月分まで支払うこととする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

## （賃料以外の費用）

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な費用（以下この条において「維持管理費」という。）に充てるため、共益費または管理費を甲に支払うものとする。

2 前項の費用は、頭書（3）の記載に従い、甲に支払わなければならない。

3 賃貸借の開始の月が1ヶ月に満たない場合、その月の共益費または管理費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。また、退去の場合には日割計算せず、乙はその月分まで支払うこととする。

4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費または管理費が不相当となったときは、協議の上、改定することができる。

5 乙が設置した造作、設備に課せられる公租公課は乙の負担とする。

6 その他、頭書（1）及び（3）に記載する賃料に含まない附属施設使用料並びに本物件の設備使用料及び消耗品の取替え費用、町内会費等は乙の負担とする。

## （敷金または保証金）

第6条 乙は、甲に対し、本契約から生じる自己の債務の履行を担保するため、頭書（3）に記載する敷金または保証金を預託するものとする。ただし、敷金または保証金には利息を付さない。

2 乙は本物件を明渡すまでの間、敷金または保証金をもって賃料、共益費及び管理費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲は、本物件の明渡しを受けたときから、Xヶ月以内に敷金または保証金を乙に返還しなければならない。ただし、返還率の定めがある保証金の場合には、頭書（3）に記載する返還率により返還するものとする。
- 4 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金または返還される保証金から差し引くことができる。
- 5 前項の場合には、甲は、敷金または保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 6 乙は、敷金または保証金の返還請求権を第三者に譲渡、担保、質入れその他一切の処分をしてはならない。  
(禁止または制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃貸借を譲渡し、または転貸してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替えまたは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、規模の大小を問わず、本物件の原状を変更する際には、工事施工にかかる設計図面、仕様書を添えて、甲に変更の届出をし、書面による承諾を得なければならない。また、工事内容の変更にあたっては、改めて甲の書面による承諾を得なければならない。
- 4 乙は、乙または乙の依頼した施行業者等が、前記の工事により本物件、付帯設備及び共用設備に損害を与えた場合、一切の責任を負わなければならない。
- 5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 6 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げ行為を行ってはならない。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について以上のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、署名または記名押印の上、各自その一通を保有する。

令和    年    月    日

貸主（甲）住所  
氏名

借主（乙）住所  
氏名

連帯保証人住所  
氏名

奈良県天理市田町193番地3  
株式会社 真 規  
代表取締役 岩田しのぶ  
TEL 0743-63-0211 FAX 0743-63-6888



岩田国夫事務所  
〒632-0033 天理市勾田町253-6  
TEL 0743-63-6220 FAX 0743-63-6628

